

令和4年度 第3回浦安市いじめ対策調査委員会 会議録

1 開催日時

令和5年2月10日(金) 午後6時00分～

2 開催場所

浦安市民プラザWave101 小ホール

3 出席者

(委員)

川義郎委員長、黒川雅子副委員長、稲見憲子委員、志摩一美委員、高橋教委員
(教育委員会職員)

鈴木忠吉教育長、醍醐恵二教育次長、丸山恵美子教育総務部部長、
楨伸一教育総務部次長、宇田川順子教育総務課課長、宇田川知久教育政策課課長、
阿部健倫保健体育安全課課長、鈴木明美学務課課長

(事務局)

鈴木勉主幹、鈴木俊之副主査、矢作雅彦副主査、新井裕子主任主事

4 傍聴者

0名

5 議題

- (1) 第2回いじめ対策調査委員会会議録案について
- (2) 浦安市いじめ防止基本方針における「点検評価」について
- (3) 事例協議 (非公開)

6 議事の概要

- (1) 第2回いじめ対策調査委員会会議録案について
第2回いじめ対策調査委員会会議録案について、事務局から説明した。
- (2) 浦安市いじめ防止基本方針における「点検評価」について
浦安市いじめ防止基本方針における「点検評価」について、事務局から説明した。
- (3) 事例協議 (非公開)
- (4) 諸連絡

7 会議経過

議題(1) 第2回いじめ対策調査委員会会議録案について、事務局から説明した。

【委員】 会議録案について、何かあるか。

【委員】 ないようですので、第2回いじめ対策調査委員会会議録案を確定します。

議題(2) 浦安市いじめ防止基本方針における「点検評価」について、事務局から説明した。

【事務局】 特に、いじめの認知に関する法的な解釈と、SNSの情報モラルに関する指導について御意見いただきたい。

【委員】 では、まずいじめの認知に関して、いかがか。

【委員】 いじめの認知に関しては、いじめ防止対策推進法に基づいて対応されていると思うが、各学校の生徒指導担当の先生方に、教育委員会としてどのように伝え、指導しているのか。

- 【事務局】いじめ防止対策推進法が出されてから毎年いじめ認知に関して伝えてきている。当初、誤解が多かったと感じた部分は、先生方が1つの事案を発見した時に、それがいじめかどうかを選別する、というものである。例えば、いじめアンケートに記載があったとして、低学年の子は些細なことも記載する機会が多いため、担任が「これはいじめではない」と選別してしまうことがあった。教育委員会としては、基本的に、被害側が嫌な思いをしたのであれば、それはいじめとして認知すること、アンケートに「いじめがある」と記載されていれば、どのような状況であったとしてもまず認知であることを毎年伝えてきたところである。
- 【委員】ありがとうございます。いじめ防止対策推進法を運用していくにあたり、第22条に基づき、どの学校でも校内いじめ委員会等の組織があるはずである。第22条からは、事案に気が付いた教員は、校内のその組織に情報をあげることが義務付けられていると読み取れる。そのため、個々の教員が判断するという事ではないはずである。さらに、「定期的に判断する」という場合と、「随時に判断する」という場合の2通りある。定期的な判断は、浦安市では各学校で年間4回いじめアンケートを行う中で、学校の組織として何件認知するかということ。随時判断する場合は、「先生、～さんが泣いてたよ」「仲間はずれにされてるみたい」等、子どもたちの言動から発見したものについて、随時、校内いじめ委員会へ情報を伝えることになる。その際、報告の窓口となる教員は誰なのか明確化されているか。それがいじめ対応の研修に集められている生徒指導担当教員だとすれば、気が付いた事案はまずその教員に伝え、あがってきた情報は認知するという行動を学校として行っていく。程度の差は関係なく認知する、というプロセスである。
- 【委員】今の説明でよろしいか。あとは、各学校で先生方に「これはいじめであるか」の○×テストしてもよいかもしれないが、今の説明のように進めていただきたい。
- 【委員】では、2点目の情報モラルに関する教育や啓発をより効果的に進めるには、どのようなことが考えられるか。
- 【委員】学校で多く取り組んでいることと思うが、効果的というのはどのようなことか。
- 【事務局】学校も外部講師を招きSNS講演会を実施したり、情報モラルについての授業を行ったりして、取り組んでいるところである。しかし、なかなかトラブルの数は減らない状況があり、子どもたちも自分事として捉えられていない。自分事として考えられるような方法があれば教えていただきたい。
- 【委員】情報通信企業等の講師の方は機能や取扱いについて、学校の授業は道徳的なことを指導していると思う。それぞれで指導されたことを、子どもたちが関連付けて考えることができるか。関連性がわかっていないと自分の中に落ちていかないと考えられる。では、どのような方法がよいかというと難しいところである。
- 【委員】自分事とするためには、少人数でのロールプレイ等を定期的に取り入れることができるのであれば、効果的かと思う。
- 【委員】まず、いじめの本質や対応は、SNSも直接的なものと同じであるという前提で、家庭で教える問題だと思う。赤ちゃんにスマホを見せる時代なので、幼稚園以前がスタート。親が子育てしながら画面を見ていることで、子どもは自分を見てもらえていないように感じるという影響がある。学校の範疇ではないが、そのような家

庭の環境から始まっているので、根本は難しいという話。その上で、何ができるか。SNSは直接殴っている感じがしない、ということ。それをイメージできるようにどのように伝えるか。その方法はいろいろある。例えば、世界中で有名人が誹謗中傷を受けている、書き込みで苦しんでいる人や病んでいる人がいるという事例を適切な年齢で教えていくことも1つの方法。簡単に人を傷つけられるツールであること、よい部分と悪い部分を早くから伝えるべきだと思う。

【委員】1人だけでなく、周りの子どもたちも関わってくるので、その子どもたちがどのように反応するのかが重要なことであると思う。どうしたら周りの子どもたちが止める等、行動できるのかを考える必要がある。

【事務局】いじめに特化したわけではないが、ネットの利用という面で、「親子でeラーニング」というものを家庭に働きかけているところである。保護者にも自分事として考えていただく、子どもと一緒に意識していただくような取組も始めたところである。

【教育長】今、回転ずし店での不適切な行動の動画等、SNSで大変な問題が起きている。慰謝料は相当な額になるという報道もあり、親も知らないところで遊びの1つとしてやったことが大変なことになっている。子どもたちに考えさせるにはよい題材だと思うが、自分事となるのかは難しいところだと思った。情報モラルは、ネットが悪いのではなく、やっている人のモラルの問題である。

【委員】懲罰的な損害賠償は日本で認めていないところであるが、犯罪学の立場からすると、原因を突き詰めて、実質的に懲罰的な損害賠償として機能するのではないかと、「やったら莫大な損害賠償となる」と抑止的な効果になることを考えているのではないかとと思われる。学校現場で「とんでもないことになる」と子どもを押さえつける指導方法は、2番手3番手の方法であると思う。情報モラルの事例は今回のこの委員会でも出していただきたいが、子どもが「どうしてそういうことをしたか、どういう気持ちになってそういうことをしたか」を掘り下げて理解しないと、その感情に対処できないと思う。皆さんは教育の専門家なので、そこは1つ手掛かりになるだろう。我々大人はどうしても子どもの気持ちを忘れかけてしまうので、子どもの思いを聞き取り、「こういう気持ちでこの子たちはこういう行動になった」と示していただくと、我々各分野の専門家から、「そういう心境になった子たちには、こういう指導がよいですよ」という話ができる。その点も含めて継続的にお知らせいただいただけるとよいと思う。

【委員】基本的な質問として、浦安市はタブレットを学校だけで管理しているか。先ほど保護者とeラーニングの話があったが、家庭に持ち帰らせているか。ネット遮断の時間制限はあるか。

【事務局】持ち帰りもある。ネットを時間で切ることはしていない。

【委員】SNSの問題は、保護者が子どもに持たせている私物で起きている、という原則があり、学校としては教育的手法で倫理観・道徳観の育成を行ってきた。学校が渡している物でトラブルを起こしているとなると、学校で管理しなければならない領域を大きく広げてしまうことになる。文部科学省はタブレットを文房具のように使うよう伝えているところであるが、学校で使う勉強道具として考えるのか。家に持ち帰らせないと充電の電気代が膨大になるという点から持ち帰らせている

自治体もあるが、その場合は夜の何時から朝の何時までは遮断するというをやっている。夜中は子どもたちがそのタブレットを使ってコミュニケーションをとることを遮断するという管理的なことをやらないと学校と市教委が対応する案件は減らないので、その点も工夫されるとよいと思う。今は保護者も見守りきれない中で、小学生が夜11時半に子どもがSNSで友だちとやりとりして問題になる、ということも起きている。

- 【部長】 ネットの遮断は行っていないが、セキュリティをかけており、SNS等にはつながらないようになっている。
- 【委員】 ウェブにつながれば、基本的に何でもやれる。先ほど文房具の話があったが、タブレットは我々の文房具の概念とは違う物である。さすがにダークウェブはフィルタリングにより使えないだろうが、ネットは違法な画像や、違法薬物の入口に簡単にアクセスできてしまう。世の中にそのような文房具はない。
- 【委員】 文房具の話はタブレットの光の部分である。スマホやゲーム機を買い与えなかった家庭で、子どもがタブレットを持ち帰りずっとゲームできるようになっている。親からすると、学校が与えている物ですよね、という話になるので、管理は必要であると思う。
- 【委員】 浦安ルールでがんばっていただくことが1番よいと思う。そのような形で継続的に検討していただきたい。

事務局から連絡事項を伝え、閉会。

問い合わせ先 教育総務部指導課 担当 鈴木俊之
電話 047-351-1111 (内線) 19216